

○新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第一条第二項、第三条及び第五条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験

(平成二十三年三月三十一日厚生労働省・経済産業省・環境省告示第五号)

最終改正 平成三十年三月三十日
厚生労働省・経済産業省・環境省・告示第六号

第一条 新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令(平成二十二年経済産業省厚生労働省環境省令第三号。以下「省令」という。)第一条第二項の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣がほ乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験並びに細菌を用いる復帰突然変異試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験と同等以上のものとして別に定める試験は、次の表の上欄に掲げる同項に規定する試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

ほ乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験	ほ乳類を用いる九十日間の反復投与毒性試験又はほ乳類を用いる反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験
細菌を用いる復帰突然変異試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性	細菌を用いる復帰突然変異試験及びマウスリンフォーマTK試験による変異原性

変異原性試験

試験

第二条 省令第三条の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣がほ乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験並びに細菌を用いる復帰突然変異試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験と同等以上のものとして別に定める試験は、前条の表の上欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

第三条 省令第五条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣がほ乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験並びに細菌を用いる復帰突然変異試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験と同等以上のものとして別に定める試験は、第一条の表の上欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

(平成三十年三月三十日厚生労働省・経済産業省・環境省告示第六号) 抄
平成三十年四月一日から適用する。